

津野町地域応援商品券交付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を引き続き受けている町民の生活支援および町内の事業者支援と地域経済の活性化を図るため、津野町地域応援商品券（以下「商品券」という。）を新たに町民に交付する事業について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定取引 商品券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の取引をいう。
- (2) 特定事業者 特定取引を行い、受け取った商品券の換金を申し出ることができる事業者として町に登録された者をいう。

(商品券の交付等)

第3条 津野町長（以下「町長」という。）は、令和8年1月1日（以下「基準日」という。）時点で本町に住民登録のある者に、商品券一人当たり20,000円を交付する。

なお、出生届が令和8年1月2日以降の基準日以前の出生も対象とする。

- 2 商品券は、交付対象者が属する世帯の世帯主に当該世帯の交付対象者全員に係る分を一括して交付するものとする。ただし、当該世帯主が基準日以降に転出又は死亡した場合において、当該世帯に他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主になった者（これにより難しい場合は、転出又は死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者）に交付する。
- 3 交付対象者が基準日以降に死亡した場合において、当該世帯に他の世帯構成者がいない場合には、交付対象者の相続人代表（以下「相続人代表」という。）が、商品券の受領の届出を申請できるものとする。
- 4 商品券は、前項の世帯主に到着したことを明らかにできる郵送手段により送付し、当該世帯主が受領した後は、汚損、紛失等いかなる理由があっても再交付しない。
- 5 第2項の規定にかかわらず、交付対象者が基準日において、配偶者又はその他親族等からの暴力等を理由に避難している者（DV避難者）等町長が認めるときは、当該交付対象者に対し、津野町地域応援商品券交付申請書兼受領証（様式第1号）により、当該交付対象者を含む世帯とは別に商品券を交付することができるものとする。
- 6 長期不在等の理由により郵送手段による商品券の受け取りができなかったものうち、郵送会社より町へ返却された商品券の交付の方法は、前項の規定による様式第1号により行うものとする。
- 7 前2項の規定に基づき商品券を受領した者は、町に提出した津野町地域応援商品券交

付申請書兼受領証の受領証欄に署名しなければならない。

(相続人代表による受領)

第4条 相続人代表が商品券を受領するときは、相続人代表は公的身分証明書等の写しを提出することにより、相続人代表本人による受領であることを証するものとする。この場合において、相続人代表であることを証する次に掲げるものを町長に提出するものとする。

(1) 津野町地域応援商品券に係る相続人代表届出書兼受領証(様式第2号)

(2) 交付対象者と相続人の関係が確認できる戸籍謄本

2 相続人代表は、商品券を受領したときは、津野町地域応援商品券に係る相続人交付申請書兼受領証の受領証欄に署名しなければならない。

(商品券の使用範囲等)

第5条 商品券は、特定事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる。

2 商品券の使用期限は、令和8年9月30日までの間とする。

3 特定取引に使用された商品券の額面の合計額が特定取引の対価を上回るときは、特定事業者から当該上回る額に相当する金銭の支払いは行われぬものとする。

4 交付対象者は、商品券の転売及び換金を行ってはならない。

5 商品券は、以下に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。

(1) 不動産や金融商品

(2) たばこ

(3) 商品券、プリペイドカード等換金性の高いもの

(4) 国税、地方税、使用料等の公租公課

(5) 医療保険や介護保険等の一部負担金(処方箋が必要な医薬品を含む)

(6) 特定の宗教または政治団体と関わるもの、その他公序良俗に反するもの

(7) その他、町長が適当でないと認めたもの

(特定事業者の登録等)

第6条 町長は、別に作成する津野町地域応援商品券交付事業に係る特定事業者募集要項を公示して特定事業者を募集し、応募した事業者を登録する。

2 前項の規定により特定事業者として登録することができる者は、前条第5項に規定する特定取引のみを行う者を除く、町内に店舗や事業所等を有する事業者とする。

3 町内の商工会は、町長に代わって、第1項の特定事業者を募集登録することができる。

(特定事業者の責務)

第7条 特定事業者は、特定取引において商品券の受け取りを拒んではならないこと、商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと、町と適切な連携体制を構築する

こと、その他の前条第1項の募集要項に定める事項を遵守しなければならない。

- 2 町長は、特定事業者が前項の規定に反する行為を行ったときは、当該特定事業者の登録を取り消すことができる。

(商品券の換金手続)

第8条 町長は、特定取引において商品券が使用された場合は、関係特定事業者に対し、その券面金額に相当する金銭を支払うものとする。

- 2 前項の場合において、特定事業者は換金受付窓口に券面記載の金額での換金を申し出る。
- 3 町内の商工会は、町長に代わって、換金事務手続きをすることができる。
- 4 特定事業者は、偽りその他不正の手段により商品券を換金した場合は、当該換金額を返還しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

この要綱は、令和8年1月15日から施行し、令和8年10月31日で失効する。